

6月8日～14日は 危険物安全週間

危険物安全週間は、住民の皆様にも身の回りの危険物に関する知識普及啓発及び各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として、毎年6月の第2週に実施されているものです。

令和7年度「危険物安全週間推進標語」

危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る



危険物は、消防法で定められており、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- ①火災発生の危険性が大きいもの
- ②火災拡大の危険性が大きいもの
- ③消火の困難性が高いもの

私たちの身の周りには、スマートフォンなどに内蔵されているリチウムイオン電池をはじめとしてさまざまな製品、自動車の燃料などに危険物は使用されています。



危険物の表示

危険物に該当する場合、その旨を表示することが法令で定められています。

危険物を収納する容器には、危険物の品名、危険等級、化学名、数量、注意事項等を表示する必要があります。
※表示の一部が簡略化・省略されている場合があります。
ぜひこの機会に、身近にある製品が危険物に該当するか、容器の表示を確認してみてください。

(表示例)

第4類 第2石油類
(〇〇〇〇) 200ml
危険等級Ⅲ 火気厳禁

アロマオイル・塗料・マニキュア・除光液

<アロマオイル>

第四類第二石油類や第三石油類等に該当する場合があります。

<塗料>

ラッカーシンナー類は第四類第一石油類に該当し、また、合成樹脂クリア塗料や合成樹脂エナメル塗料は、含まれている成分により第四類第二石油類や第三石油類に該当するものもあります。

<マニキュア・除光液>

商品により、消防法の危険物に該当する物質などが含まれ、危険物に該当する場合があります。

(事故事例)

マニキュアや除光液で爪の手入れをしていた途中で、たばこを吸おうとライターで火をつけたところ、除光液の可燃性蒸気に引火し、火傷を負った事故が発生しています。
可燃性蒸気の発生しているところでは、火気を使用しないでください。



エアゾール製品の取扱いに注意しましょう

日常生活で使用されているヘアスプレー、殺虫剤、制汗スプレーなどのエアゾール製品は、危険物や可燃性のガスを使用しているものがあります。

危険物や可燃性のガスは、火気により容易に引火するため、取扱いには注意が必要です。

使用時の注意事項

- 使用上の注意を必ず守る。
- 火気の近くや高温の車内などにスプレー缶を置かない。
- 炎に向けて使用しない。コンロ、ストーブなど火気の付近で使用しない。

廃棄時の注意点

- スプレー缶の中身を最後まで使い切ること。中身を使い切っていれば穴をあける必要はありません。

※各自治体で定める方法で廃棄してください。



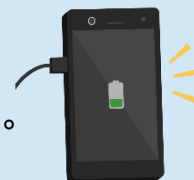
リチウムイオン電池の取扱いに注意しましょう

リチウムイオン電池は、私たちの身近にあるパソコンやスマートフォンのバッテリーなど、さまざまな製品に使用されています。

電池内には危険物に該当する電解液が含まれており、強い衝撃を与えたり、使用方法を誤ると火災になるおそれがあります。

火災を防ぐため次の事項に注意しましょう。

- 1 電気製品が安全性を満たしていることを示す「PSEマーク」が付いている製品を選びましょう。
- 2 各機器を購入した時に付属されている充電器やメーカー指定の物を使用しましょう。
- 3 膨張、発熱、異音、異臭などの異常が認められる場合は、すぐに使用を中止しましょう。
- 4 強い衝撃を与えないようにしましょう。



危険物取扱者の皆様へ

危険物取扱者免状の交付を受け、危険物製造所等において**危険物の取扱作業に従事している方**は保安講習を受講しなければなりません。(消防法第13条の23)

会場での受講の他に、オンラインによる保安講習も実施しておりますので、[「公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会」](#)のホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

川越地区消防局 予防課保安担当

所 在 川越市神明町48番地4

電 話 049-222-0744

メール yobou@union.kawagoe119.lg.jp